

定 款

株式会社ペイロール

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ペイロールと称し、英文ではPayroll Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び当該事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 給与計算に関するアウトソーシング受託業務及び人事情報管理並びにこれらのコンサルタント業務
- (2) コンピュータ及びインターネットなどの通信ネットワークを利用した人事情報・労務管理に関する受託業務
- (3) 前各号に関するコールセンター受託業務
- (4) コンピュータソフトウェアの企画・開発・販売及び保守に関する業務
- (5) コンピュータシステム及びコンピュータネットワークシステムの設計・構築及び運用に関する業務
- (6) 有価証券の取得及び保有
- (7) 会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
- (8) 各種情報収集・管理及び提供業務
- (9) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、65,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又はこの定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役・代表取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 7 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

- 第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。
- 2 代表取締役に欠員又は事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数で行う。

(監査等委員会の決議方法)

第26条 監査等委員会の決議は、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第29条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役は除く。）の中から代表取締役を1名以上選定する。

- 2 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役は除く。）の中から役付取締役若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又はこの定款の他、監査等委員会において

定める監査等委員会規程による。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当)

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うことができる。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

標準名	定款	標準番号	A01
-----	----	------	-----

制・改・廃日	制定・改定・廃止内容
平成 29 年（2017 年） 4 月 19 日	制定
平成 29 年（2017 年） 12 月 1 日	改定
平成 30 年（2018 年） 3 月 1 日	改定
平成 30 年（2018 年） 6 月 27 日	改定
令和元年（2019 年） 12 月 3 日	改定
令和元年（2019 年） 12 月 12 日	改定
令和 2 年（2020 年） 6 月 26 日	改定
令和 3 年（2021 年） 3 月 25 日	改定